平成２９年（フ）第１１３３号
大阪府高石市東羽衣５丁目26―35、開始決定時の住所堺市西区浜寺諏訪森町西３丁220番地７
破産者　西川　英司
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
奈良県橿原市石原田町259番地の３　カルムライフⅡ202、前住所大阪市浪速区戎本町１丁目８番13―702号
破産者　杉本　哲斉
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
奈良県大和高田市片塩町10―13ロイヤルハイツスカイライン105、住民票上の住所奈良県大和高田市神楽３丁目１番３―501号　ディオ・フェルティ大和高田
破産者　鳥野　博文
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
和歌山県田辺市中屋敷町110番地
破産者　岩峪　　靖
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目30番地、旧住所鳥取県鳥取市的場２丁目70番地１　タウンアローズ70　Ｂ―102
破産者　松本めぐみ
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７８号
広島市東区東蟹屋町６番15―1001号、申立時の住所広島市東区牛田東１丁目７番１号
破産者　文岡ミヤコ
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５３号
広島市安佐北区真亀５丁目27番43―303号
破産者　システムＫ藍原こと　藍原　慎治
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３号
福岡市博多区那珂５丁目６番22―603号（三愛シティライフ筑紫通博多）
破産者　桒原香菜子
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
福岡県飯塚市伊岐須150番地14
破産者　野田　友子
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３８４号
熊本市東区御領８丁目10番32号　エルメゾンＧＯＲＹＯＵ　Ａ202、前住所熊本市東区保田窪３丁目13番50－205号　サンアメニティー保田窪
破産者　青木　大典
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
大分県日田市大字石井1288番地31
破産者　橋本　将一
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県南さつま市加世田益山5899番地１、破産申立て時の住所鹿児島県枕崎市高見町259番地３
破産者　中間　　憲
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水81番地２
破産者　室屋　清子
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第７号
沖縄県沖縄市宮里４丁目２番１号　アレアル宮里503号室
破産者　西原　利和
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２２号
茨城県鹿嶋市大字平井1359番地57
破産者　佐藤　武司
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２７９号
群馬県伊勢崎市稲荷町525－１　スマイリングホームメディス伊勢崎、住民票上の住所東京都練馬区豊玉北１丁目22番１―202号
破産者　立花美智子
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
群馬県館林市広内町13番36号
破産者　内田　　實
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３６４号
横浜市緑区中山町322番地４　ＩＴＭ　407号
破産者　島口　　智
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部